

中小企業における「パートタイム・有期雇用労働法」が

2021年4月1日から適用となります

同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）と、パートタイム労働者・有期雇用労働者との間の不合理な待遇差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、本年4月から「パートタイム・有期雇用労働法」が施行されました。

お問い合わせ

雇用環境・均等室 098-868-4380

那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第二地方合同庁舎 1号館 3階

○受付時間 8時30分～17時15分（土日祝日、年末年始除く）